

新型コロナウイルス対策（赤道ギニア：国際線運航制限の緩和等に関する省令）

- 国際線運航の便数制限がなくなります。
- 出国時のPCR検査又は抗原検査受検義務は、入国時に検査を要求しない国への渡航者に対して緩和されます。

27日、赤道ギニア政府は国際線運航制限の緩和等に関する省令（26日付）を発表しました。

内容は以下のとおりです。

- 1 国際線は、各社の事情に応じて、便数の制限なく運航することが許可される。
- 2 PCR検査又は抗原検査の受検義務は、入国時に同検査を要求しない国への渡航者に対して緩和される。
- 3 ウイルス変異などにより、依然として感染拡大の危険性があることを考慮し、保健社会福祉省は、国民に対し、現在発令中の大統領令の順守、ワクチン接種、マスクの着用、手洗い又はアルコールジェルによる消毒、病気の際の責任ある行動を要請する。

廃止規定：

本省令に反する同列又は下位の規定は廃止される。

最終規定：

本省令は、官報及び国営メディアにより公表された日から発効する。

【参考リンク】

○赤道ギニア政府／保健省ホームページ

<https://www.guineaecuatorialpress.com/index.php>

<https://guineasalud.org/>

○外務省海外安全ホームページ（国別感染者数、各国・地域における入国・行動制限措置等）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

2022. 4. 28

○在ガボン日本国大使館フェイスブック

<https://www.facebook.com/JapanEmbGabon/>

【本件問い合わせ先】

在ガボン日本国大使館 領事班（赤道ギニア兼轄）

所在地：Boulevard du Bord de Mer, B.P.2259, Libreville, Gabon

電話番号：(+241)011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先：(+241)077-38-73-38

Email：amb.japon@lv.mofa.go.jp